

岩手県森林整備事業検査要領（請負編）

（目的）

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第109条に基づいて岩手県が請負施工により実施する森林整備事業（以下「事業」という。）の検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（検査の種類）

第2 検査の種類は、完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

- （1）完成検査は、事業が完成した旨の通知を受けて、完成を確認するために行う検査をいう。
- （2）出来形検査は、事業の完成前に、出来形部分並びに事業現場に搬入済みの施工材料を確認するために行う検査をいう。
- （3）中間検査は、事業の適正な執行を確保するために履行途中において行う検査をいう。

（検査の時期）

第3 検査の時期は、事業が完成（手直しの完了を含む。）した旨の通知又は出来形検査の請求を受けた日から14日以内に、中間検査に当たっては監督職員が必要と認めるときに行うものとする。

（検査員の指名及び通知）

第4 事業の検査職員（以下「検査員」という）は、岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年3月31日規則第64号）に基づき、広域振興局の林務部長、農政部農林振興センター所長（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室長）、及び農林部農林振興センター所長（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室長又は林務室林務出張所長）（以下「局部長等」という）が指名するものとし、特に必要があるときは農林水産部事業担当課の担当課長（以下「事業課長」という）が指名する。

- 2 当該事業の監督職員は検査員を兼ねることはできない。
- 3 局部長等または事業課長は、検査員を指名したときは、遅滞なく関係者に通知しなければならない。

（検査の準備）

第5 検査員は、検査をしようとするときは、監督員又は関係者にあらかじめ、次に掲げる書類及び用具を準備させるとともに、適当な方法により、測点等を事業現場に標示させなければならない。

- （1）契約書、設計図書、施工計画書及び工程表（以下「契約書等」という。）
- （2）監督記録、施工写真及び測量用具等
- （3）その他検査員が必要と認める書類及び器具

（検査の立会い）

第6 検査員は、検査の実施にあたっては次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。

- （1）監督職員
- （2）受注者又は現場代理人並びに専門技術者

（検査の実施）

第7 検査員は、事業の検査を命ぜられたときには、当該事業に係る契約図書、その他関係書類に基づき、現地において、その履行の適否を判定するものとする。

（検査の方法）

第8 検査は、実地において行うものとし、第9に定める検査基準に基づき、出来形、品質等の細部について確認するものとする。

- 2 事業の内容により実地に検査を行うことが困難な部分については、前項の規定にかかわらず、施工記録写真その他の書類等により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、検査の経過及び内容を明らかにするため検査状況写真を整備しなければならない。

(検査基準)

- 第9 検査は、当該事業の出来高を対象として契約書等、仕様書、図面その他関係書類（以下「設計図書」という。）に基づき、事業の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。
- 2 実施状況の検査は、施工計画書の記載内容とその施工状況、各種の記録（写真を含む）と設計図書とを対比し、別表第1に掲げる事項について行うものとする。
 - 3 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書と対比し、別表第2の出来形検査基準に基づき行うものとする。
 - 4 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書と対比し、別表第3の品質基準に基づき行うものとする。
 - 5 出来ばえの検査は、仕上がり、位置、高さなどの程度及び全般的な外観について、別表第4の出来ばえ検査基準により行うものとする。

(意見相違の措置)

- 第10 検査において、検査員の判定に対し受注者が異議を申し立てたときは、検査員はその内容を上司に報告して指示を受け、速やかにこれを処理しなければならない。

(検査結果の取扱い)

- 第11 検査員は、検査を実施したときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。
- (1) 完成検査を行ったときは、次に掲げる事項を処理しなければならない。
 - ア 事業完成検査復命書（様式第1号）作成し、知事に提出する。
 - イ 事業完成証明書（様式第2号）2通を作成し、1通を受注者に交付し、1通は事業完成検査復命書に添付する。
 - (2) 出来形検査を行ったときは、事業出来形検査復命書（様式第4号）及び事業出来形確認調書（様式第5号）を作成し、知事に提出する。
 - (3) 中間検査を行ったときは、次に掲げる事項を処理しなければならない。
 - ア 事業中間検査復命書（様式第6号）を作成し、知事に提出する。
 - イ 事業中間検査結果通知書（様式第7号）2通を作成し、1通を受注者に交付し、1通は事業中間検査復命書に添付する。

(契約違反の場合の措置)

- 第12 検査員は、検査の結果、事業の出来形、内容が契約条項に照合して不完全の箇所がある場合において、手直しの必要を認めるときは、受注者に対して手直しの請求を行わなければならない。
- 2 前項の請求は、事業目的物の手直し箇所の範囲、内容等、手直しすべき事項を記載した事業手直請求書（様式第11号）により行うものとし、これを事業完成検査報告書（様式第3号）、事業中間検査報告書（様式第8号）に添付する。
 - 3 局部長等は、検査員から事業手直し請求した旨の報告を受けたときは、受注者から事業手直請求書（様式第12号）を徴するものとする。
 - 4 受注者は、手直し事業を完了したときは事業手直完了届（様式第13号）を局部長等に提出するものとする。
 - 5 局部長等は、手直し事業の完了した旨の通知をうけたときは、速やかに検査員を指名し、手直確認検査を実施するものとする。
 - 6 検査員は、手直確認検査の結果、出来形、内容が契約図書に照合して不完全な箇所がない場合には、次の各号の定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 事業手直完了確認書（様式第14号）を作成し、知事に提出する。
 - (2) 工事完成証明書（様式第2号）2通を作成し、1通を受注者に交付し、1通は事業手直完了確認書に添付する。

(検査の中止)

- 第13 検査員は、検査に当たり、次に掲げる場合は、検査を中止し、直ちに局部長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- (1) 第6に掲げる者が立ち会わないとき。

(2) 天候、災害その他やむを得ない理由により、検査の実施が困難となったとき。

(事業成績の評定)

第 14 事業成績は、検査員による完成検査を終了した事業について、別に定める岩手県森林整備事業成績評定要領（平成 19 年 3 月 9 日森保第 1451 号農林水産部長通知）により評定するものとする。

(事業成績評定結果の通知)

第 15 局部長等は、第 14 の規定による事業成績評定結果について、遅滞なく、当該事業の受注者に事業成績評定通知書（様式第 15 号）により通知するとともに、事業課長にその写しを提出するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた受注者が通知内容に疑問があるときは、14 日（休日を含む。）以内に、書面（様式第 16 号）をもって局部長等に説明を求めることができるものとする。

3 局部長等は、前項により説明請求がなされたときは、事業成績説明書（様式第 17 号）を作成し、すみやかに回答を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 15 日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 18 日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 26 日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用する。

(別表第1) 検査事項

項目	関係書類	事項
1 契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、及び事業発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2 施工状況	施工計画書、事業打合せ簿、その他の関係書類	適正施工体制の確保、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表、事業打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書、事業打合せ簿	安全管理の実施状況、関係法令の遵守状況

(別表第2-1) 出来形検査基準

工種	検査項目	検査基準	項目	判定値
地拵	面積	測量野帳(周囲測量)及び図面等と現地を照合し、面積を確認する。 現地の測量成果の照合は任意の2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角の実測により確認する。	方位角及び高低角	±1°以内
			測点間距離	±1.0%以内
	刈高	検査標準地500㎡(25m×20m)を設定し、1カ所当り5箇所を測定の上、その平均値を確認する。なお、検査標準地は、出来形管理標準地と重複しないように設定するものとする。 【検査標準地調査数】 施工地が1ha未満 2 1ha～5ha 3 5ha～15ha 4～6 15ha～30ha 6～8 30ha以上 8以上	かん木・笹・雑草	10cm以下
			主林木	20cm以下
	集積巾	刈払物等の集積巾を全面確認する	全刈	1.8m以下
筋刈			0.9m以下	
植巾	最小幅2列植えられるようになっているかを全面確認する。		2.4m以上	
植栽	面積	地拵面積の出来形検査の内容等に準ずる。	方位角及び高低角	±1°以内
			測点間距離	±1.0%以内
	枯損率	検査標準地500㎡(25m×20m)を設定し、植栽本数を確認する。なお、検査標準地は、出来形管理標準地と重複しないように設定するものとする。	枯損率	5%以下
	本数	【検査標準地調査数】 地拵に準ずる。	本数	設計値以上
	間隔		間隔	設計間隔の±5%以内
規格	規格	設計値以上		
客土	全量、1本当たり量	実袋数量、空袋数量及び1本当たりの重量を写真で確認する。		設計値以上
施肥・追肥	全量、1本当たり量	実袋数量、空袋数量及び1本当たりの重量を写真で確認する。		設計値以上
下刈	面積	地拵面積の出来形検査の内容等に準ずる。	方位角及び高低角	±1°以内
			測点間距離	±1.0%以内
	刈高	地拵刈高の出来形検査の内容等に準ずる。	樹高60cm未満	10cm以下
			樹高60cm以上	20cm以下
損傷状況	検査標準地において損傷率を確認する。	成立本数の損傷率	3%未満	

(別表第2-2) 出来形検査基準

工種	検査項目	検査基準	項目	判定値
つる切り	面積	地拵え面積の出来形検査の内容等に準ずる。	方位角及び高低角	±1° 以内
			測点間距離	±1.0%以内
	残存つる類	残存つる類の有無を確認する。	残存つる類がないこと。	0%
	薬剤使用量	購入伝票、受払簿、空容器写真により使用数量を確認する		設計数値以上
雪起し	面積	地拵え面積の出来形検査の内容等に準ずる。	方位角及び高低角	±1° 以内
			測点間距離	±1.0%以内
	雪起し率	検査標準地1カ所 500 m ² (20m×25m) を設定し、起し率を確認する。なお、検査標準地は、出来形管理標準地と重複しないように設定するものとする。 【検査標準地調査数】 地拵に準ずる。	起し率	-5%以下
枝打ち・枝落し	面積	地拵え面積の出来形検査の内容等に準ずる。	方位角及び高低角	±1° 以内
			測点間距離	±1.0%以内
	枝下高・残枝長	検査標準地1カ所 500 m ² (20m×25m) を設定し、1カ所当り5箇所を測定の上、その平均値を確認する。なお、検査標準地は、出来形管理標準地と重複しないように設定するものとする。 【検査標準地調査数】 地拵に準ずる。	枝下高	-5%以内
			残枝長	5mm以内
松くい虫防除	施工	全被害木本数の20%以上を無作為に抽出し伐高を測定の上、集積箇所において材長を測定し、処理状況を確認する。(ただし、施工写真が整備されていない伐採対象木はすべて確認する。) 伐高は、山側地際から高さを確認する。	伐高	20cm (但し、特記仕様書で特に指定している場合は指定値以内)
			材長	1m以下
	薬剤使用量	購入伝票、受払簿、空容器写真により使用数量を確認する。		設計値以上
	資材	購入伝票、受払簿、検収状況写真により使用数量を確認する。		設計値以上
	破碎厚	破碎後の木片厚を確認する。		6mm以下 (木材チップパー破碎は15mm以下)
シカ、カモシカ、ノウサギ、ノネズミ食害防止	面積	地拵え面積の出来形検査の内容等に準ずる	方位角及び高低角	±1° 以内
			測点間距離	±1.0%以内
	薬剤使用量	病虫害防除 (松くい虫) に準ずる。		設計値以上
	資材	病虫害防除 (松くい虫) に準ずる。		設計値以上
本数調整伐、間伐 (除伐)、受光伐、混交林誘導伐	面積	地拵え面積の出来形検査の内容等に準ずる	方位角及び高低角	±1° 以内
			測点間距離	±1.0%以内

本数調整伐、間伐（除伐）、受光伐、混交林誘導伐	伐採率	検査標準地 500 m ² (25m×20m 等) を設定し、伐採状況を確認する。なお、検査標準地は、出来形管理標準地と重複しないように設定するものとする。 【検査標準地調査数】 地拵に準ずる。	伐採率	±5% (伐採本数で指定する場合は設計値以上)
	伐高	検査標準地において山側地際から伐高を確認する。		20cm 以内 (但し、特記仕様書で特に指定している場合は指定値以内)

(別表第 2 - 3) 出来形検査基準

工 種	検査項目	検査基準	項目	判定値 (cm)
柵工	(1) 各部寸法 品質、数量 (2) 施 工	実測、観察、写真、施工管理資料により確認する。 (1) 杭木の打込、横木、帯梢、さし木等の仕上げ状況について確認する。 (2) 写真、掘削、観察等により杭木、横木等の組み上げ、締付状況を確認する。	延長 L (施工箇所毎)	-50
			柵高 h	±10
			杭径 D	(素材) -2 (加工材) ±1
			杭間隔 L1	±20
丸太積工	同 上	同 上	延長 L (施工箇所毎)	-50
			法長 \varnothing	±10
			控長 t	-5
			法勾配	±1.0 分
			杭径 D	(素材) -2 (加工材) ±1
その他の木製 構造物 (防風 工、丸太伏工 等)	同 上	同 上	延長 L (施工箇所毎)	-50
			高さ h	-10
			杭径 D	(素材) -2 (加工材) ±1
			法勾配	±1.0 分
歩道	延長	起点から終点まで全線を確認する。 測点間距離を確認する。ただし、1 施工 地につき 3ヶ所以上とする。	延長 L	20mにつき ±10 (-0.5%)
	幅員	延長概ね 100m毎に測定する。	幅員 B	-5
作業道	測点間距離	測点間距離または IP 間延長等確認する。 ただし、1 施工地につき 3ヶ所以上とする。	延長 L	20mにつき ±10 (-0.5%)
	線形	線形を見透し、直線、曲線の通りを確認 する。任意の 2 個以上の測線の方位角及び 高低角の実測により確認する。	方位角及び高 低角	±1° 以内
	幅員	延長 100m 毎に測定する。ただし 1 施工地 につき 3ヶ所以上とする。	幅員	-10
	敷砂利	実測により確認する。1 工事につき 3ヶ 所以上確認する。	敷幅 敷厚	-5 -15%

(別表第3) 品質検査基準

工 種	検査項目	検査基準	項目	判定値
植栽	苗木規格	各品目ごとに形状・寸法を写真確認、林業種苗法に基づく証票(山行苗木)、生産証明書又は購入伝票(上記以外)を確認する。		設計値以上
客土	客土	品質規格証明書(生産地証明証)又は購入伝票確認		設計値以上
施肥・追肥	肥料	保証票(登録証)又は購入伝票確認		設計値以上
種子	発芽率	試験成績書又は発芽試験によって確認する。		
病虫獣害防除資材		試験成績書又は購入伝票確認		設計値以上

(別表第4) 出来ばえ検査基準

工 種	検査基準
地拵え	伐採、刈払、集積状況(きちんと集積されているか。)を目視確認
植栽	植栽の状況(根踏み等)を確認
下刈	刈払い物の処理状況を目視確認
雪起し	縄の緊張状況を確認
枝落とし、枝打ち	切口の状況(平滑か、否か)、樹幹の損傷状況等を目視確認
本数調整伐、受光伐間伐(除伐)、混交林誘導伐	伐採間隔、かかり木、残存木への損傷等について目視確認 伐採木、末木枝条の処理状況を目視確認
松くい虫防除	枝条の残存状況、集積状況等を目視確認
シカ、カモシカ、ノウサギ、ノネズミ食害防止	防護柵等の設置状況、忌避剤の塗布状況等を目視確認
歩道	路線の通り、路面状況を目視確認
作業道	路面の仕上り状況、切土法面、盛土法面の仕上り状況、根株、末木枝条等の整理状況を目視確認